

令和5年5月29日  
清掃・リサイクル部  
世田谷清掃事務所

自動車事故の発生について

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和5年3月30日(木) 午前8時25分頃(天候:曇り)

(2) 発生場所 上馬2丁目5番 環状7号線内回りの道路上

(3) 相手方 乙 ( )

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員が軽小型貨物自動車で行中、廃棄物が散乱している集積所を発見し、整理のために車両を道路脇へ停車させ助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた乙自転車と開いたドアが接触した。

(5) 損傷の程度 甲 人身:なし

物損:軽小型貨物自動車の助手席側ドアの損傷、ヒンジの歪み等

乙 人身:右側頭部及び顔面の打撲、頸椎捻挫

物損:自転車、自転車のライト、スマートフォン、サングラス、ピアス



## 2 事後の対応

- (1) 事故発生後、乙とは誠意をもって示談交渉にあたっている。
- (2) 本件事故を踏まえ、清掃事務所全職員に対して、改めて車両停車時の安全確認など安全作業の徹底を指導した。今後も事故防止に向け、職員への指導に努めていく。